○農林水産省告示第二千四百八十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年九月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百八十一号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年九月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百八十二号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量（平成二十五年六月十八日農林水産省告示第二千九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年九月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

表ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部中

「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢―粘膜病２価・牛パラインフルエンザ・牛ＲＳウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン」を	1,140,600	338,200		29	27	2
「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢―粘膜病２価・牛パラインフルエンザ・牛ＲＳウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン」に、	1,140,600	338,200	46	29	27	2
「牛ロタウイルス感染症３価・牛コロナウイルス感染症・牛大腸菌性下痢症（Ｋ99精製線毛抗原）混合（アジュバント加）不活化ワクチン」を	954,800	20,300	59	23	14	5
「牛ロタウイルス感染症３価・牛コロナウイルス感染症・牛大腸菌性下痢症（Ｋ99精製線毛抗原）混合（アジュバント加）不活化ワクチン」	954,800	20,300	59	23	14	5
牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢―粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛ＲＳウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症・牛ヒストフィルス・ソムニ（ヘモフィルス・ソムナス）感染症混合（アジュバント加）ワクチン	1,933,800	431,600	41	27	27	2
「豚ボルデテラ感染症不活化・パスツレラ・ムルトシダトキソイド・豚丹毒不活化混合（アジュバント加）ワクチン」を	535,500	20,300		14	13	2
「豚ボルデテラ感染症不活化・パスツレラ・ムルトシダトキソイド・豚丹毒不活化混合（アジュバント加）ワクチン」に、	535,500	20,300		14	13	2
豚ボルデテラ感染症精製（アフィニティークロマトグラフィー部分精製）・パスツレラ・ムルトシダトキソイド・豚丹毒（組換え型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン」を	530,000	20,300		10	10	2
「豚サーコウイルス（２型・組換え型）感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン」を	419,500	20,300		11	11	2
「豚サーコウイルス（２型・組換え型）感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン」に、	419,500	20,300		11	11	2
豚サーコウイルス（２型・組換え型）感染症・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症混合（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン」を	591,700	20,300		11	11	2
「ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎２価・鶏伝染性コリーザ（Ａ・Ｃ型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン」を	701,400	20,300			10	2